

令和7年 第6回（12月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第64号から議案第69号までの6件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第64号 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、児童福祉法に保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたこと、及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、乳幼児に対する健康診査の項目が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員会では、この条例改正の背景として何が求められているかとの質疑があり、執行部からは、保育施設や学校現場など様々な場面で児童虐待が起こっていることに鑑みての子どもを守るための法改正であり、本市においては、各保育所等にこの改正を踏まえて研修等の重要性を周知し、継続して研修を積み重ねていくとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第65号 筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、児童福祉法に保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員会では、誤通報だった場合、誰が責任を問われるのかとの質疑があり、執行部からは、もともと虐待通報に関しては、疑いの状態でも直ちに通報するよう定められているため、まず事実確認を行い、対応を進めるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第66号 筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定』の件につ

いて、ご報告いたします。

本件は、国によって新たに創設された乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」を本市においても令和8年4月から開始するにあたり、設備及び運営に関する最低基準を定めるため条例を制定するものです。

委員会では、保育士不足の中、通常保育に加えて新たに子どもを預かることになれば、保育士が過重労働になるのではないかとの質疑があり、執行部からは、本市では、新たに保育人数枠を設け、そこに保育士も雇用する形態を予定しているので、保育士を雇用できれば過重労働が発生することはないと見ているとの答弁がありました。

また、本市では待機児童がゼロではない状況で、既存保育所を利用して新制度が始まるとのことだが、ニーズに対応できるのかとの質疑があり、執行部からは、初年度ということでニーズ量が見込みにくいため、試行している自治体の利用割合を参考に、対象児童の20%の利用を見込んで体制を整えているが、今後、ニーズの状況を見ながら増やすのかなど考えたいとの答弁がありました。

続いて、討論に入り、一委員から、この制度が、国が理念に掲げているようなものでなく、子どもの安全が保てる

のか強く危惧され、現場の負担増加や慣れない環境での子どもへのストレスが懸念されることなどの理由から賛成しかねるとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第67号 筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、児童福祉法が改正されたことに伴い、本条例中、同法を引用している部分の文言を一部改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第68号 筑紫野市体育奨励基金条例を廃止する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、全国大会に出場するスポーツ団体等に対し、本条例で設置される基金と一般会計とを財源として、出場に要する経費の一部を体育奨励助成金として交付しているが、本年度をもって基金残高がなくなる見込みであることから、

本条例を廃止するものです。

委員会では、地域においては全国大会などへの出場に苦勞されている実情もあるようだが、スポーツを奨励していく上で体育奨励助成金の増額などの考えは、との質疑があり、執行部からは、助成金額については様々意見もあり、制定当初と現在の状況の違いなども踏まえ、増額できる部分については検討できればと考えるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第69号 筑紫野市立学校体育施設使用料条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、学校体育施設の使用料を徴収するに当たり、統一的な使用料を定めることを目的に、条例を制定するものです。制定に至った理由については、

現在本市の学校体育施設使用料は有料又は無料であり、社会体育施設は有料であるなど統一性がないことから、利用する団体等の公平性が保たれていない状況である。また、社会体育団体等が学校体育施設を利用する際には電気代を始めとした光熱水費が発生しているが、その費用について

は学校管理費で支出している状況にあり受益者負担の観点から課題がある。加えて、近隣自治体の学校体育施設は有料であることを踏まえ、本市の外部評価委員会において当該施設使用料の徴収について提言を受けているところである。以上の理由から条例を制定するものであり、使用料の徴収による歳入については、施設の整備や改善、備品の充実等により利用者に還元する原資とする。という説明を受けました。

委員会では、体育館とグラウンドに関しては、近隣5市のなかでも最高額に設定されている。現在使用料は無料であるのにいきなりこの金額になることに納得が得られないのではないか、との質疑があり、執行部からは、今回の条例制定の趣旨の一つは、市内の社会体育団体の間で不平等感があることの解消である。公平性と受益者負担の観点から、有料の社会体育施設である農業者トレーニングセンター、筑紫運動広場のグラウンド使用料の価格に合わせて金額を設定している、との答弁がありました。

また、一委員から、料金徴収は、過大な予約を是正することに繋がるとのことだが、予約回数を制限することにより是正できるのではないかと、この質疑があり、予約の状況

と実際に使用された時間に乖離があるため、受益者負担分をお支払いいただくことにより、必要最低限の予約となり、余った部分はより多くの団体が使うことが可能になる、との答弁がありました。

討論、採決を行う前に委員間討議を行い、「物価高の折の提案であり、時代の要請に反していると思われる。この時期に有料化することが市民に説明できるのか」「指定管理施設と同額の使用料設定は無理があるのでは。学校体育館は設備備品が限定的であったり、授業や部活優先という利用に制限があるなど、サービス水準が違うのに料金が同じでは不公平感もあるのでは」「無料から有料になり、更に冷暖房整備後にその使用料を徴収すると２段階の値上げとなる。初めから冷暖房使用料を設定した上で他市と比較し納得感のある価格に設定する必要がある」など、様々な意見が出されました。

続いて討論に入り、一委員から、使用料が無料のところから近隣市の中で最高水準の価格に上げ、農トレと合わせることが公平という説明は納得できない。近隣他市のように小中学生や登録団体の利用料は安く設定するなど、細かな設定がなされていない。将来的に冷暖房の整備が行われ

たら冷暖房使用料を取るという点で、更に値上げが行われる可能性がある。以上により反対するとの討論がありました。

採決の結果、賛成少数をもって原案を否決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和7年 第6回（12月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第75号及び議案第76号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第75号 指定管理者の指定』の件について、ご報告いたします。

本件は、市内スポーツ施設の指定管理者を一般社団法人筑紫野市スポーツ協会に指定するものです。

委員会では、今後5年間の指定管理料について質疑があり、執行部からは、人件費や物価の高騰を反映し、前回より増額しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第76号 指定管理者の指定』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫野市文化会館の指定管理者を公益財団法人筑紫野市文化振興財団に指定するものです。

委員会では、指定管理料について、物価高騰や人件費の上昇を考慮されているかとの質疑があり、執行部からは、人件費及び物価の高騰により、前回より約 20%増額しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和7年 第6回(12月) 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第80号 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、歳出では、介護施設の年間利用見込み件数の減少による施設介護サービス給付費2,834万4千円の減額など、歳入では、歳出の減額に伴う介護給付費交付金261万5千円の減額などを行うもので、歳入歳出予算の総額を81億520万1千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和7年 第6回（12月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第89号 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)』について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算は、令和7年人事院勧告に伴う職員給与の改定によるもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ667万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を81億1187万6千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。